下呂市コンベンション助成金制度 申請規定

①コンベンション助成金制度の「交付申請書」は各種コンベンション開催の **1 ヶ月前**が提

出期限となります。

1. コンベンション助成金制度の「実績報告書」はコンベンション終了後 **1 ヶ月以内**を提

出期限とします。

* 諸事情で提出が遅れそうな場合は事前に許可を得ている場合のみ期日を延期するこ

とが出来ます。(最大 2 ヶ月)

* 但し、年度の最終支払日が3月31日となるため３月の実績報告書に関しては３月 3０日　午後5時15分までを最終提出期限とする。

最終提出期限に提出出来なかった場合は申請取り消しとし、助成金のお支払いは出来ません。

1. 申請書・実績報告書に記載している添付書類を、**すべて揃えて**提出してください。
2. コンベンション助成金制度の助成金額は、「交付申請書」の申込人数(宿泊者換算)を上限

とします。

* 「実績報告書」で事前申し込みより人数が増えた場合も、「交付申請書」の助成金額を 超えての支給はできません。

④コンベンション助成金制度は予算上限に到達し次第、受付締切となります。

⑤予算上限に達した後の申請であっても、キャンセル待ちで申請を受け付ける事が出来ま

す。

但し、キャンセルが発生しなかった場合は自動的に申請取り消しとなります。

⑥その他要件・詳細については、HPに掲載しています、コンベンション助成金制度チラシ・助成金支給要項・開催支援規程に準拠するものとします。

**なお、申請書が一社）下呂温泉観光協会に提出された時点で、この規定に同意したものとみなします。**